

書 評

久保亨・嵯峨隆編著

『中華民国の憲政と独裁 1912-1949』

段 瑞聡

本書は、2006年9月に結成された「民国史論の会」の5年間に及ぶ活動の成果である。「民国史論の会」のメンバーは、ほぼ全員が民国史研究に関する専著を持つ大学教員であるという。そのような背景から、著者は「本書は、日本における中華民国史研究の30年来の展開に関わってきた研究者による中間総括的な意味を持つもの」と位置づけている。執筆者は南京大学の陳謙平、姜良芹両氏を除いて、いずれも「民国史論の会」のコアメンバーである。その意味で、本書は「民国史論の会」の集団的知恵の結晶でもあるといえる。

本書の中心テーマは、中華民国時代（1912-1949年）の憲政と独裁をいかに捉えるかである。中国にとっては、それはまさに古くて新しい課題である。周知のように、2008年の「零八憲章」事件、2010年劉曉波のノーベル平和賞受賞は、中国における憲政と独裁の相剋を象徴している出来事であった。その意味で、本書の出版は時宜に適しており、取り扱うテーマも今日的意義を有しているといえる。

本書の構成は下記のとおりである。

序章 中華民国の憲政と独裁（久保亨・嵯峨隆）

第1章 中国第三勢力評価の問題——政治史と政治思想史との間（山田辰雄）

第2章 自由への礼賛と批判——陳独秀・胡適・毛沢東・孫文の相剋（横山宏章）

第3章 伝統文化と近代中国の政治思想（陳謙平）

第4章 民国憲政の二つの潮流（味岡徹）

第5章 憲政をめぐる公共空間と訓政体制——1944年重慶の政治過程（西村成雄）

第6章 抗戦前夜の中国社会論とリベラリズム——章乃器を素材として（水羽信男）

第7章 民国期教育におけるプラグマティズムと民主主義（高田幸男）

第8章 国民革命とアナキズム（嵯峨隆）

第9章 連邦論と1920年代の連省自治運動——呉佩孚の政治思想を中心に（姜良芹）

第10章 同時代日本の中華民国認識——矢野仁一の中国論を中心に（久保亨）

補論「民国史論への道——その継承と発展のために」（姫田光義）

付録資料1 民国史研究会（山田辰雄，1983年）

付録資料2 今こそ民国史観を（山田辰雄，1990年）

付録資料3 日本の民国史研究と“民国史論の会”（久保亨，2009年）

ここでは、まず各章の内容と特徴を概観してから、本書全体に関する評者の感想と意見を述べたいと思う。

序章は、本書刊行の主旨、本書の成り立ちおよび内容を概観しながら、いくつか重要な視点を示している。つまり、①「憲政と独裁の両者を、単純な二項対立的概念とみなすことはできない」こと、②それぞれの「時代背景を抜きにして中国の憲政を語ることはできない」ことである。

第1章の主要な目的は、第三勢力を中国近代史のなかでどのように位置づけるかを検討し、それによって民国史全体を再構成することであり、とりわけ「政治史と政治思想史の間で第三勢力のありかたを評価すること」である。著者はまず近代中国の歴史的な政治構造の特徴として、以下の3点を挙げている。①近代中国政治の権力が国民党と共産党とに分極化したこと、②軍閥・国民党・共産党の主要政治勢力が独自の軍隊と支配地域をもっていたこと、③政治的対立を解決するための制度的枠組み、その前提としての政治的自由が制度化されていないか、もしくは弱体であったことである。そのような文脈の中で、著者は国共両党に属さない勢力を「第三勢力」と称する。具体的には第三勢力、民主諸党

派、リベラリズム、国民党左派などがある。第三勢力は軍事力の欠如とそれに伴う地域的支配領域の欠如、大衆の組織的基盤の欠如、上からの指導の容認という特徴を有している。その意味で、著者は「孫文も国民党左派も第三势力的特徴を有していた」と指摘する。しかし、著者は「政治構造との関連でリベラリズムを扱わないとすれば、その思想は砂上の楼閣」であると主張している。この点に関しては、評者も全く同感である。また、著者は中華人民共和国における第三勢力の可能性にも目を配りながら、「第三勢力を単に思想史的な理論・イデオロギー上の理論において捉えることは不十分であった。その政治思想は政治構造・組織的基盤・政治行動様式などの政治史的要素との関連において評価されなくてはならない」と結論づけている。

第2章は、まず新文化運動の旗手であった陳独秀、胡適の自由と個人主義の関係について考察し、次いで新文化運動時代の毛沢東の自由観を検証し、さらに、1920年代後半から1930年代にかけて、「人権論争」や「民主と独裁論争」を展開した胡適の孫文、蒋介石批判、陳独秀の訓政批判を通して、政治的な自由について再検討することを目的としている。著者によれば、孫文は「中国の大衆は、自由を担えるほどの主体性を持っていない」という愚民観を有していた。孫文はそれを国民党の独裁を正当化する理論的根拠とした。一方、新文化運動時代の毛沢東は、「陳独秀や胡適と同じ目線を共有していた」。つまり、個人主義を重視していたのである。しかし、のちに「毛沢東も蒋介石も、自己に反対する自由を擁護しようという自由主義の本質を見失っていた」のである。では、そのような毛沢東の思想転換の原因はどこにあるのか。評者は中国の政治文化の視点から分析する必要があると考える。また、日中戦争期に、胡適は駐米大使に任命される。それは「権力からの自由」を放棄したことを意味するのか、それとも「権力への自由」と捉えるべきであろうか。知識人の権力とのかかわり方に関する研究がいっそう求められている。

第3章は伝統文化と近代中国の政治思想との関係を論じたものである。著者によれば、中国において「大一統」の国家観、儒教の「民本思想」、「義務本位」の政治文化などが、一貫して中国の政治制度の核心的な価値観を形成してきた。著者はそのような伝統文化を「障害」として

捉えている。つまり、伝統文化が政治家に与えた影響に深刻なものがあつた。また、民本思想は、人民の権利を伸長させることはできないし、人民の意志に基づいて国家の指導者や政策、体制などを決めることもできない。さらに、義務本位の政治文化観は中国人に権利を軽視し、義務を重視させるようになったという。また、著者の中国人の憲法観と西洋との相違に関する指摘も注目すべきである。つまり、「中国では、憲法は、国家と集団の利益を優先させるものであつて、国家や政党、あるいは指導者個人に民衆を服従させるための道具、もしくはある政治集団の活動を制約するための拠りどころになっている」(65頁)。そのような憲法観は今日の中国においても、変わっていないといえよう。

第4章は民国時期に制定された憲法、憲法草案、私擬憲法などを綿密に整理し、個人の人権保障、権力の分立などの観点からそれらの特徴を分析している。これまで、民国時期の憲政に関する研究は数多くある。それに対して、著者が今日中国共産党の憲政理念にも焦点をあてていることは特徴的である。とりわけ、共産党による憲法などにおける司法の独立に関する分析整理は有意義である。著者は民国時代の憲政には二つの潮流があると指摘する。一つは、人権、法の下での平等、権力の分立、地方自治、多党制を重視した潮流であり、もう一つは、人権の相対的軽視、思想信条による不平等、行政権力重視、エリートまたはエリートが率いる政党の指導に傾斜した憲政の潮流である。とはいえ、著者自身も認めているように、民国時代の憲法類をすべてどちらかの潮流に截然と分類することはできない。近代中国における憲政論の分析枠組の構築の難しさが表れているといえよう。

第5章は「戦後政治に直結する戦時転換期の重慶における政治的言論公共空間の特徴」の再検討を目的としている。著者はまず1943年11月カイロ会談前後の国際情勢から説き起こし、「訓政体制」批判およびアメリカによる「連合国民政府」論が提起される背景を分析した。それから、国防最高委員会・国民参政会による「憲政実施協進会」の組織化の過程を明らかにした。著者は1943年11月憲政実施協進会の発足、および1944年1月からの憲政研究運動によって、重慶における「憲政公共空間」が形成されたと捉えている。その中で、蔣介石と黄炎培などの役割が注目される。この時期に、蔣介石は憲政の実施に積極的であつた。

それは主に国内外からの圧力によるものと思われる。しかし、1945年3月になると、蒋介石は憲政協進会に対して強固な姿勢を示すようになる。その背景に何があったかについて、著者の説明が見られない。それを解明するために、『蒋介石日記』と『黄炎培日記』¹⁾など新しい資料を参照するべきであろう。

第6章の目的は、章乃器という人物をとりあげることによって、中国の思想界における憲政と独裁をめぐる問題の焦点の所在を、今まで以上に明確にすることにある。著者は、中国の三大思潮として、①民族主義、②自由主義、③社会主義の3つを想定し、その3つの思潮の中国における展開を象徴的に示す人物と章乃器を位置づけ、1930年代前半における章乃器の中国社会認識と変革構想を分析した。その結果、章乃器の思想的立場の普遍性と特殊性が明らかにされた。普遍性については、章乃器が強力な行政権力を希求していたことである。それは羅隆基や施復亮にも共有されていることである。特殊性に関しては、章乃器が「万能政府」の暴走を押しとどめる制度的な保障への関心が極めて弱かったことである。それ故、彼が政党国家の「独裁」に期待を寄せるようになっていくと著者は指摘している。

第7章は近代中国におけるプラグマティズム教育と民主主義との関係について、「教育宗旨」や教科書、教育実践を手掛かりとして考察を加えている。これまで、教科書における「国民形成」の視点からの研究があるが、教育と民主主義との視点からの研究はあまり見られなかった。その意味で、著者の着目点が評価できる。また、著者が大量の「教育宗旨」、公民科教科書、党義教科書などを収集していることから、多大な労力が費やされたと推察できる。ただ、評者として気になるのは、当時の識字率から考えると、学校教育が民主主義意識の浸透と定着にどれほど寄与したかということである。

第8章の目的は1920年代中国におけるアナキズムの言説に焦点を当て、その思想的特徴について考察することにある。具体的には、1927年までのアナキズムの諸傾向を概観し、その後の安国合作の象徴である『革命週報』、さらには国民党内から合作を呼びかけた李石曾の言説を分析し、その特徴を検討することである。著者によれば、『革命週報』に掲載された李石曾の著作は、進化論、伝統思想、ブルードン思想などを

もって展開されている。しかし、当時李石曾はすでに政界の一員であったため、彼の立場はアナキズム運動の範囲の外にあったと著者が指摘している。それにもかかわらず、李石曾らの言説から強権への反発という姿勢が見られるため、著者は、それが変形を遂げたアナキズムの中に生き続ける思想的本性の現れであると主張している。

第9章は1920年代の連省自治運動に対する呉佩孚の態度に関する分析である。著者によれば、第一次奉直戦争以前、呉佩孚は各省の政治上の自治を認めるが、軍隊が地方によって統括されることに反対であった。しかし、1922年第一次奉直戦争が終結し、直隸派が単独で北京政権を掌握すると、呉佩孚は国会を召集し、憲法を制定して、当時勢力のあった「連省自治」と「省自治」の潮流をすべて直隸派の「法統」下に収め、全国統一の目的を実現した。ここからは中央集権と地方自治との相剋が見られる。最後に、著者は1920年代の連省自治運動の性格について、「連邦主義は1つの言説に過ぎず、基本的には中国史に固有の省籍意識の置き換えや改変に過ぎないもので、連邦制の実際の意義を持つものではなかった」と結論づけている。

第10章において、著者は「同時代に一般の日本人が中華民国をどのように認識していたか」という問題関心から、戦前から戦中にかけて日本人の中華民国認識に対して最も大きな影響を及ぼした矢野仁一の中華民国認識をめぐる諸問題を考察した。矢野仁一の最大の特徴は学術的な研究と時論的な主張とを画然と区別せず、事物の本質の解明をめざす学術研究とともに、国策に直接貢献する時論も相応に重視する立場をとっていたことである。矢野は伝統中国を近代国民国家とは異なる前近代の「帝国」とみなし、あるべき近代国民国家の姿を基準にして、当時の中華民国はその条件を満たしていないと批判している。具体的に、矢野は「中国＝非国家論」の証拠として6点を挙げている(219頁)。矢野は、そうした前近代の遺産こそ、中国が近代国民国家へ発展することを妨げている主たる原因だと指摘している。矢野の言説は当時の中国の状況に即して言えば、的を射ているところが多い。しかし、著者が指摘するように、「中華民国に対する矢野の辛辣な批判は、当時の日本人の中国に対する蔑視観を増幅させ、侵略戦争に至る日中関係の展開に大きな影響を及ぼした」(233頁)のである。本論文は、研究者がどのように権

力側と関わるべきかという問題をわれわれに投げかけているといえよう。

補論は姫田光義氏による自らの研究史に対する回顧である。その中から中国革命史研究に対する氏の熱意が十二分に読み取れる。著者が主張しているように、「20世紀前半は革命と戦争の時代として特徴づけられることは確かな歴史事実である」。そのような視点から、著者は「革命史に偏った研究を批判するのは正しいが、革命を抜きにした中国現代史を語る歴史研究は間違っている」と強調している。評者も全く同感である。

付録資料3本は、いずれも「日本における中華民国史研究を振り返る手がかりとなる文章」であり、とりわけ若手研究者にとっては大いに参考に値するものである。

本書は、今日の日本における民国史研究の一つの到達点である。ただ、資料の引用の間違い、誤訳、誤植がいくつか見られた。本書99頁、下から12行目「1942年10月9日付の邵力子と…」にある「1942年」は「1943年」の間違いである。それは著者による誤植ではなく、国史館にある原資料の日付が間違っているためである。それと関連して、同じ論文100頁、上から14行目「1942年10月段階…」の1行は削除したほうがよいと思われる。また、150頁、下から5行目「法孔孟」の訳は、「孔子・孟子を法とする」ではなく、「孔子・孟子に倣う」と訳すべきであろう。214頁注釈(32)にあるハンチントンの書名は、正確には『変化社会中的政治秩序』である。

本書において、中華民国期における第三勢力、自由論、伝統文化、教育、アナキズム、連省自治運動などを手掛かりに、憲政と独裁という二つのキーワードをめぐって、多面的な分析が行われた。いずれの論稿も中華民国期における憲政の重要性を示唆しているものである。しかし、評者としては、憲政という理念あるいはその制度化に対する研究が確かに必要ではあるが、それよりもなぜ中華民国期において憲政がうまく定着しなかったかをいっそう研究する必要があると認識している。つまり、中国における憲政への移行条件と時機に関する研究が求められていると思われる。換言すれば、近代中国において、なぜ独裁が根絶できなかったのかという問題に行き着く。評者は当時の中国を取り巻く国内外

環境、中国の政治文化および為政者個人の資質といった側面から分析する必要があると思う。

本書は1912年から1949年までの時期を扱っているが、20世紀全体における中国政治史を顧みるならば、評者は憲政という理念よりも、やはり革命のウエートが大きかったと考えている。20世紀前半だけでなく、1949年以降の国共関係を分析する際にも、「革命」という視点が依然として必要かつ有意義であると認識している²⁾。その意味で、評者は21世紀の今日において、いま一度「革命史」観をもって、20世紀中国が抱えた諸問題を検討するべきであると主張して、筆を擱きたい。

(慶應義塾大学出版会, 2011年9月刊, 300頁, 税込5,040円)

註

- 1) 『黄炎培日記』(1-10巻), 華文出版社, 北京, 2008年。
- 2) 拙稿「蔣介石の第三期国民革命中心理論」, 慶應義塾大学日吉紀要『中国研究』第4号, 2011年3月, 25-54頁参照。